令和3年度金沢市民生委員児童委員協議会子どもの見守り研修会第1回



2021年11月社会福祉法人額小鳩保育園前田武司

本日の内容

- 1. 幼稚園と保育所の歴史
- 2. 日本の保育・教育の課題①
- 3. 日本の保育・教育の課題②
- 4. 子ども・子育て支援新制度
- 5. これからの保育・幼児教育
- 6. 新型コロナウイルスについて

1. 幼稚園と保育所の歴史

1.1 歴史的背景

- ①幼稚園と保育所の歴史
- ア)「幼稚園」の誕生と「保育」の誕生
- ◇1876年(明治9年)東京女子師範学校(現、お茶の水女子大学)に幼稚園開業=日本における「保育」の誕生。
- イ)「保育所」の誕生
- ◇1871年(明治4年)アメリカ人宣教師によって、亜米利加婦人教授所(混血児を救済する託児所)開設。日本人によって初めて開設されたのは、1890年(明治23年)新潟県、静修女学院附設託児所

- ゥ)「幼稚園」の法的位置づけ
- ◇教育基本法(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

日本の教育の基本的考え方を示す法律、第6条で「学校教育」を位置づけ

◇学校教育法(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号;最終改正:平成二三年六月三日法律第六一号)。平成20年改正により、第一条で「幼稚園」を「学校」(いわゆる「一条学校」)として位置付け

- エ)「保育所」の法的位置づけ
- ◇児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号;最終改正:平成二五年六月一四日法律第四四号)第7条で「児童福祉施設」として「保育所」を位置づけ

- ォ)「保育所」と「幼稚園」の関係
- ◇児童福祉法;保育所について、「保育所は、日日保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。」(児童福祉法第37条)と規定し、「保育に欠ける」要件は規定なし
- ⇒保育所は保護者の委託があれば、保育に欠ける要件の 有無に関わらず保育することができた。しかし、市町村の措 置と費用負担の対象となるのは「保育に欠ける子」のみ
- ⇒幼稚園との関係に混乱をもたらし、1951(昭和26)年の法 改正で「保育に欠ける」という文言が挿入
- それ以後も幼保論争は続き、1963(昭和38)年の厚生省·文 部省合同通知「幼稚園と保育所との関係について」で両者 の関係は一応の決着

- ◇「幼稚園と保育所の関係について」文部省初等中等局長・厚 生省児童局長通知(抜粋)
- 1. 幼稚園教育は幼児に対し、学校教育を施す・・・ 保育所は、「保育に欠ける児童」の保育・・・を行う
- 2. 幼児教育については、<u>将来その義務化についても検討を要するので、幼稚園においては、今後五歳児及び四歳児に重点を置いて・・・</u>
- 3. <u>保育所の持つ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育</u>要領に準ずることが望ましい・・・保育所に収容する幼児のうち幼稚園該当年齢の幼児のみを対象とすること。
- 4. <u>幼稚園と保育所それぞれの普及については</u>、・・・<u>それぞれの</u> <u>重複や偏在を避けて適正な配置が行われるようにすること</u>。
- 5. 保育所に入所すべき児童の決定に当たっては、今後いっそう厳正にこれを行う・・・保育所に入所している「保育に欠ける幼児」以外の幼児については、将来幼稚園の普及に応じて幼稚園に入園するよう措置すること。

2. 日本の保育・教育の課題

待機児童問題・教育への投資・ 質の問題(構造的)等 政策

<構造要因>

職員の教育・資格・研修、職員の質金 子ども対職員の比率、クラス規模 保護者や地域の参加関与、行政からの支援と公的資金補助 保育・教育プログラムの実施運営管理、園の評価・モニタリング

<媒介要因 環境と相互作用>

<保育過程要因>

職員、仲間の子どもたち

保育・教育方法とカリキュラム

物理的環境·素材·教材

<家庭要因>

家庭,地域

社会経済的地位、精神的健康、家庭の教育資源

読み聞かせ等の教育的かかわり

子ども

<待機児童問題>

【待機児童状況のポイント】(厚生労働省発表)

- 〇保育所入所待機児童数は、
 - 44,118 人で、平成24年10月と比較し2,009人減少した。
 - ※<u>平成24年は46,127人で、前年同月と比較し493人減少</u>した。
 - 平成23年は46,620人で、前年同月と比較し1,736人減少した。
 - 平成25年4月の待機児童数22,741人から、21,377人増加した。
 - ※ 10月1日の待機児童数は、<u>自治体ごとに保育所入所手続き等が異なる</u>ため、参考値として集計している。全国的な待機児童数の動向は、毎年4月1日現在で把握している。

順位	都道府県市区町村	待機児童数(H24.4.)	待機児童数(H24.10.)	増減
1	愛知県 名古屋市	1,032	1,556	524
2	北海道 札幌市	929	1,496	567
3	福岡県 福岡市	893	1,168	275
4	東京都 世田谷区	786	769	▲ 17
5	大阪府 大阪市	664	1,611	947
6	神奈川県 川崎市	615	148	5,870
7	兵庫県 神戸市	531	742	211
8	東京都 練馬区	523	535	12
9	大阪府 堺市	457	890	433
10	沖縄県 那覇市	436	757	321

【待機児童状況のポイント2】~見えない待機児童~

認可保育所への入所を断られたのに待機児童に数えられない 「潜在的待機児童」といえる子どもが、全国の二十政令指定 都市で少なくとも計一万八千九百七十五人(四月一日時点) いることが、各市への照会でわかった。各市が公表した待機 児童計二千七百八十六人(同)の六・八倍に上る。保育所不 足の深刻さをあらためて示す数字だ。

全国の待機児童の数は国が毎年二回の統計で公表している。 だが特機児童の定義は曖昧で、(1)親が育児休業中(2) 求職中(3)認可保育所以外の地元自治体が助成する保育サービスを断ったーなどの場合、自治体によっては待機児童に数えないことがあり、統計に表れない待機者を生む原因になっている。その数を公表するか否かが自治体に委ねられていることも、実態を見えにくくしている。

(東京新聞2014年6月23日 朝刊)

全国20政令市の待機児童の定義(2014年4月1			待機 児童数 (人)	潜在的 待機 児童数 (人)	育児 休業中	育休を 延長	求職中	自宅で ネットや 情報で 求職中	認可保育所 以外の市が 助成する サービスを 断った
	札	幌	323	673	0	0	0	×	0
畫		台	570	513	0	0	0	0	0
7	さいた		128	1773	×	×	×	×	0
껒		葉	0	314	×	×	0	0	0
⑦		崎	62	2508	×	×	0	×	0
機		浜	20	2364	×	×	0	×	X
児童		原	93	689	×	×	0	×	0
		潟	0	24	×	×	Δ	×	0
盂		岡	153	408	×	×	×	×	×
定		松	315	555	×	0	0	×	0
		屋	0	1114	×	×	0	0	×
莪		都	0	931	×	0	Δ	×	0
2	大	阪	210	2408	×	×	0	×	×
ō	堺	andre.	23	641	×	0	0	0	×
1		戸	123	759	×	×	0	×	0
4	岡	Ш	0	778	×	×	0	×	×
年		島	447	473	×	0	0	0	*
4		M	0	479	×	0	0	0	0
71	福	岡	0	1116	×	0	0	0	0
ήl		本	319	455	×	×	×	×	*
時	合	it	2786	1万8975					
日時点)	○ 待機児童に含める △ 個別に判断する◇ 待機児童に含めない ※ 成分するせ、ビスない								

[○] 待機児童に含める △ 個別に判断する× 待機児童に含めない ※ 該当するサービスなし

教育への投資・職員処遇等

日本の公的機関

主体OECD)	川盟国のGDPに占める
教育機関への	0公的支出割合(2012)
ノルウェー	6.59
ベルギー	5.9
アイスランド	5.9
フィンランド	5.7
ニュージーランド	5.4
英国	5.2
米国	4.7
韓国	4.7
	4.7
1 本	3.5
スロバキア	3.5

教育への支出 整定(GDP)に占める 較可能な32カ国中、スロ を定の)は24日、201 的支出の割合を公表し 2年の加盟各国の国内総 た。日本は3・5%で比 2年の加盟各国の国内総 た。日本は3・5%で比 生産(GDP)に占める 較可能な32カ国中、スロ 生産(GDP)に占める 較可能な32カ国中、スロ 生産(GDP)に占める 較可能な32カ国中、スロ 生産(GDP)に占める 較可能な32カ国中、スロ

た。

OECD 平均 は 4 バキアと並び最下位だ

(OECD平均21人)

12年OECD調ベ GDPの3.5%

最下位だった。今回から

の勤続15年の教員給与勘案した国公立小中学校

OECD平均が増加

日本は5年連続で

教育への支出を含めた統までは幼稚園など就学前

また、

物価の上昇率を

OECDによると前年

で2番目に多かった。 生徒数は32人(同24人) 国公立中の1学級当たり 加盟国中3番目に多く、

比較はできないが、

日本

たと指摘した。

から13年の間に6%減っ傾向なのに、日本は05年

**統計を取ったため、単純校から大学までの支出で
就学前教育を除き、小学**

続いた。 級当たり児童数は27人 スランドの5・9%、フ 態が浮き彫りとなった。 の公的支出が依然低い宝 ィンランドの5・7%と ・5%。ベルギーとアイ 1位はノルウェーの6 日本の国公立小の1学 題があるように思われ 引き付けることが重要 だ」と述べた。 る。優秀な人材を教職に 場合は悪化しており、 務条件を見ると、日本の スキル局長は「給与、 rヒャーOECD教育・ アンドレアス・ シュラ

GDPに占める公財政教育支出(2013年)

初等から高等教育機関に対する支出割合 日本4.5%・・・①

$$\Rightarrow$$
1)/2)= 86.5%

・幼児教育機関に対する支出割合

$$\Rightarrow 1/2 = 20\%$$

平成27年の保育士の全国平均と全産業の平均比較

	保育士平均	全産業平均
平均年収	323.3万円	489.2万円
平均月給	21.9万円	33.3万円
平均年間賞与	60.3万円	89.2万円

平成27年の保育士の公私の平均比較

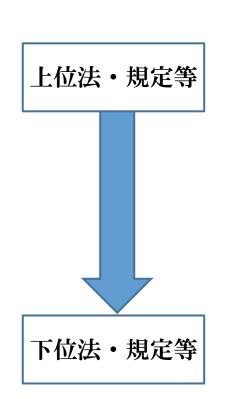
	練馬区公立保育 士平均	保育士全国平均	全産業平均
平均年収	539.1万円	323.3万円	489.2万円
平均月給	31.1万円	21.9万円	33.3万円
平均年間賞与	165.2万円	60.3万円	89.2万円

3. 日本の保育・教育の課題 ②

質の問題(構造+プロセス)

質の問題・子どもの人権問題・評価の問題・職員処遇 ①日本の課題としてのコンプライアンス(法令順守) —子どもの権利の視点から

- ・児童の権利に関する条約等
- ・児童憲章・児童福祉法等
- 保育所保育指針 •
- ・認定こども園教育・保育要領
- ・法人・園の理念・方針(建学の精神)



第1条

子どもの定義 18歳になっていない人を子どもとします。

第2条

差別の禁止☆尊重される

すべての子どもは、<u>みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません</u>。

第3条

子どもにとってもっともよいこと(「<u>子どもの最善の利益</u>」)をしてもらう

☆愛される・尊重される・よい環境で育つ・今を生きる・

間違え失敗する

<u>子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</u>

第4条

国の義務 国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第6条

生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利 を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第12条

意見を表す権利☆あわなければ拒否・不正に抗議・怒り嘆く 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を 表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて 、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条

表現の自由☆今を生きる・怒り嘆く・自分らしく生きる 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、 知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけては なりません。

第15条

結社・集会の自由☆自分らしく生きる

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第16条

プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

第19条

虐待・放任からの保護☆良い環境で育つ

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、 子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりする ことがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第29条

教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどんのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第31条

休み、遊ぶ権利

<u>子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権</u> <u>利があります</u>。

☆権利・自由の第一歩は「NO」ということ!

③日本における子どもの権利条約をめぐる課題

【子どもの権利条約第4回・5回勧告】

(子どもの権利委員会 第80会期総括所見:日本:

一部抜粋)

委員会は、<u>緊急の措置がとられなければならない</u>以下の分野に関わる勧告に対し、締約国の注意を喚起したい。その分野とは、<u>差別の禁止(パラ18)、子どもの意見の尊重(パラ22)、体罰(パラ26)、家庭環境を奪われた子ども(パラ29)、リプロダクティブへルスおよび精神保健(パラ35)ならびに少年司法(パラ45)である。</u>

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS

世界を変えるための17の目標





































2030年に向けて 世界が合意した 「持続可能な開発目標」です 締約国が、<u>持続可能な開発のための2030アジェンダ</u> (=SDGs) の実施プロセス全体を通じ、条約およびそ の選択議定書にしたがって子どもの権利の実現を確保す るよう勧告する。(略)<u>17の目標の達成を目的とする</u> 政策およびプログラムの立案および実施において、それ が子どもに関わるかぎりにおいて<u>子どもたちの意味のあ</u> る参加を確保することも促す。

&包括的な政策および戦略

88. 委員会は、締約国が、<u>条約が対象とするすべての</u> 分野を包含し、かつ政府機関間の調整および相互補完性 を確保する包括的な子ども保護政策を策定するとともに 、当該政策に基づいて、<u>その適用のために</u>必要な諸要素 を掲げ、かつ十分な人的資源、技術的資源および財源に 裏づけられた戦略を策定するよう、勧告する。 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。

2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。

2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加さ

2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果

をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できる

ようにする。

せる。
2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。

締約国が、持続可能な開発のための2030アジェンダの実 施プロセス全体を通じ、条約およびその選択議定書にし たがって子どもの権利の実現を確保するよう勧告する。 (略) 17の目標の達成を目的とする政策および子ども の相対的貧困率がこの数年高いままであることに鑑み、 かつ子どもの権利実現のための公共予算編成についての 一般的意見19号(2016年)を参照しながら、委員 会は、締約国が、子どもの権利の視点を含み、子どもに 対する明確な配分額を定め、かつ条約の実施のために割 り当てられる資源配分の十分性、有効性および公平性の 監視および評価を行なうための具体的指標および追跡シ ステムを包含した予算策定手続を確立するよう、強く勧 告する。

自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利 が、とくに教育、代替的養護、家族紛争および少年司法 において適切に統合されかつ一貫して解釈されているわ けではなく、かつ、司法機関、行政機関および立法機関 が、子どもに関連するすべての決定において子どもの最 善の利益を考慮しているわけではないことに留意する。 自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利 についての一般的意見14号(2013年)を参照しな がら、委員会は、締約国が、子どもに関連するすべての 法律および政策の影響評価を事前および事後に実施する ための義務的手続を確立するよう勧告するものである。 委員会はまた、子どもに関わる個別の事案で、子どもの 最善の利益評価が、多職種チームによって、子ども本人 の義務的参加を得て必ず行なわれるべきであることも勧 告する。

- &生命、生存および発達に対する権利
- & (略)以下の措置をとるよう促す。
- &(a) 子どもが、社会の競争的性質によって子ども時代お よび発達を害されることなく子ども時代を享受できるこ とを確保するための措置をとること。
- (b) 子どもの自殺の根本的原因に関する調査研究を行ない、防止措置を実施し、かつ、学校にソーシャルワーカーおよび心理相談サービスを配置すること。
- &(c) 子ども施設が適切な最低安全基準を遵守することを確保するとともに、子どもに関わる不慮の死亡または重傷の事案が自動的に、独立した立場から、かつ公的に検証される制度を導入すること。
- &(d) (略)

と子どもの意見の尊重 & 21.2016年の児童福祉法改正規定が子どもの意 見の尊重に言及していること、(略)には留意しながら も、委員会は、自己に関わるあらゆる事柄について自由 に意見を表明する子どもの権利が尊重されていないこと を依然として深刻に懸念する。 №22. (略)子どもの脅迫および処罰を防止するため の保護措置をとりつつ、いかなる子どもに対しても、年 齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるす べての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し かつ、子どもの意見が正当に重視されることを確保す るよう、促す。(略)意見を聴かれる権利を子どもが行 使できるようにする環境を提供するとともに、(略)あ らゆる関連の問題に関して、すべての子どもが意味のあ る形でかつエンパワーされながら参加することを積極的 に促進するよう、勧告する

- &虐待、ネグレクトおよび性的搾取
- №24. (略) 子どもの暴力、性的な虐待および搾取が 高い水準で発生していることを懸念し、締約国が、子ど もに対するあらゆる形態の暴力の撤廃に優先的に取り組 み、(略)
- (a) 虐待(学校におけるものも含む)および性的搾取の被害を受けた子どもを対象とし、(略)通報、苦情申立ておよび付託のための子どもにやさしい機構の設置を速やかに進めること。(c) 性的な搾取および虐待の被害を受けた子どもにスティグマが付与されることと闘うための意識啓発活動を実施すること。
- ⊗(d) 子どもの虐待を防止しかつこれと闘うための包括的な戦略ならびに被害を受けた子どもの回復および社会的再統合のための政策を策定する目的で、子どもたちの関与を得て教育プログラムを強化すること。

R 体罰 № 25. (略)以下のことを深刻に懸念するものである &(a) 学校における禁止が効果的に実施されていないこと &(b) 家庭および代替的養育の現場における体罰が法律で 全面的に禁じられていないこと。 &(c) とくに<u>民法および児童虐待防止法が適切な懲戒の使</u> 用を認めており、かつ体罰の許容性について明確でない & 26.(略)締約国に対し、以下の措置をとるよう促す k(a) (略) あらゆる場面におけるあらゆる体罰を、(略)いかに軽いものであっても、法律(とくに児童虐待防 止法および民法)において明示的かつ全面的に禁止する &(b) 意識啓発キャンペーンを強化し、(略)<u>かつ積極的</u> な、非暴力的なかつ参加型の形態の子育てならびにしつ けおよび規律を推進する等の手段により、あらゆる現場 で実際に体罰を解消するための措置を強化すること。

&乳幼児期の発達

- &40. (略)締約国が以下の措置をとるよう勧告する &(a) 3~5歳の子どもを対象とする幼稚園、保育所およ び認定こども園の無償化計画を効果的に実施すること。
- &(b) 質の向上を図りつつ、2020年末までに不足を減らし、かつ新たな受入れの余地を設けて、大都市部における保育施設受入れ可能人数を拡大するための努力を継続すること。
- №(c) 保育を、負担可能で、アクセスしやすく、かつ保育 施設の設備および運営に関する最低基準に合致したもの にすること。
- &(d) 保育の質を確保しかつ向上させるための具体的措置 をとること。
- &(e) これらの措置のために十分な予算を配分すること。

4. 子ども・子育て支援新制度 平成27年~

4. 1 基本指針

少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号) 等に基づき、総合的な施策が講じられてきたところであ るが、平成二十四年八月に、質の高い幼児期の学校教育 ・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに 地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号。 以下「法」という。)の制定のほか、就学前の子どもに 関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号) 及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の改 正を含めた子ども・子育て支援法及び就学前の教育・保 育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正す る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平 成二十四年法律第六十七号)が制定

法においては、市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援 事業を総合的かつ計画的に行うこととし、国及び都道府 県は、当該給付及び当該事業が適正かつ円滑に行われる よう必要な各般の措置を講じなければならない

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育(法第十四条 第一項に規定する教育・保育をいう。以下同じ。)及び 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図る ため、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画 第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援 事業計画をいう。以下同じ。)を、都道府県は都道府県 子ども・子育て支援事業支援計画(法第六十二条第一項 に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を いう。以下同じ。)を定めること

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項 (略) 子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容

及び水準のものとすることが必要である。

ある

また、法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その 他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやそ の家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とする ものである。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、 身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可 能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図 り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保 護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子ど もの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要が

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力である。 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一 人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、 将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来へ の投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一 つである。

しかるに、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、 悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。

一子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

このような、社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっている。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も後を絶たない。

略)

以上のような子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育でができるよう、子どもの育ちと子育でを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

二 子どもの育ちに関する理念

人は生まれながらにして、自然に成長していく力ととも 周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけよう とする力を有している。発達とは、 伴い、人がこのように能動性を発揮し わり合う中で、生活に必要な能力、 く過程である。とりわけ、乳幼児期 に達するまでの時期をいう。以下同じ。) 基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の 基礎が培われる重要な時期である。

(略)

以上のように、<u>乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。</u>

(略) <u>幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子</u> ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必 要である。 (略) 質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要である。また、施設設備等の良質な環境の確保が必要である。さらに、こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のためには、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行うことが重要である

2子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整 備等

子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっては(略) 法第七十七条第一項及び第四項に規定する審議会その他 の合議制の機関又は子どもの保護者その他子ども・子育 て支援に係る当事者の意見を聴くこと。

- ⇒地方版子ども子育て会議
- ・子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事 者の意見の聴取
 - ・現在の利用状況及び利用希望の把握
- 4計画期間における数値目標の設定
- 5住民の意見の反映

4.2 財源

<u>消費税增税分7千億円+3千億円超(財源措置未</u> 定)=1兆円超

(※消費税は税率10%として計算)

⇒消費税8%増税決定(増税分の約3千億円に相当)

社会保障・税一体改革による社会保障の充実

※ 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担 割合の1/2への恒久的引上げ等*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

医

療

介

護

〇子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
- 「待機児童解消加速化プラン」の実施
- 新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
- 社会的養護の充実

など

0.7兆円程度

○医療・介護サービスの提供体制改革

- ①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等
 - 病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期 (リハビリ)、退院までの流れをスムーズにしていくことで、 早期の在宅・社会復帰を可能にする。
 - ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
 - 医師、看護師等の医療従事者を確保する。
- (新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方 の検討・必要な措置)
- ②地域包括ケアシステムの構築

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・ 医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括 ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。

- i)医療と介護の連携、ii)生活支援・介護予防の基盤整備
- iii)認知症施策、iv)地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
- v)マンパワーの確保等

など

○難病、小児慢性特定疾患に係る 公平かつ安定的な制度の確立

○医療・介護保険制度の改革

- ①医療保険制度の財政基盤の安定化
 - ・低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の 拡充(国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する 改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む)
 - 協会けんぽに対する国庫補助
- ②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保
 - 国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充
 - 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
- ③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等
 - 低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し
 - 医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平 の観点からの外来・入院に関する給付の見直し
- ④介護給付の重点化・効率化
 - 一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し
- ⑤介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化 など

1.5兆円程度

※充実と重点化・効率化 を併せて実施

0.6兆円程度

年 〇現行制度の改善

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付 受給資格期間の短縮 遺族年金の父子家庭への拡大
- *2017年度時点では、3.2兆円程度の見込み。
- (注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、 公費に影響のあるものについて整理したものである。

子ども・子育て支援の新制度について

I 基本的な考え方(ポイント)

- 子ども・子育て関連3法の趣旨
 - 自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的確認の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・ 子育て支援を総合的に推進

■ 基本的な方向性

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
 - * 地域型保育動付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- O 認定こども関制度の改善(幼保連携型認定こども関の改善等)
 - 幼保連携型観定こども圏について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - 幼保連携型認定こども圏の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ (株式会社等の参入は不可
 - 原定こども関の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)
- 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み
 - 基礎自治体(市町村)が実施主体
 - 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - 国・都道府県は実施主体の市町村を業層的に支える。
 - 社会全体による費用負担
 - 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提 (幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の財源が必要)

- 政府の推進体制
 - 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)
- 〇 子ども・子育て会議の設置
 - 有臓者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育で当事者、 子育で支援当事者等が、子育で支援の政策プロセス等に参国・関与 (子ども・子育で会議)
 - 市町村等の合議制機関の設置努力義務

Ⅱ 給付·事業

〇子ども・子育て支援給付

- 施設型給付 =駅京こども関、幼稚園、保育所
- 地域型保育給付=小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等
- 児童手当

〇地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり等
- 延長保育、病児・病後児保育事業
- 放既後児童クラブ・妊婦健診

Ⅲ 認可制度の改善

- 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入
 - 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信値、社会福祉事業の知識経験に関する 事件を満たすことを求める。
 - その上で、欠格事由に駄当する場合や供給過剰による無給額務が必要な場合を除き、認可するものとする

子ども・子育て支援法

~認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援 のための仕組み ~

施設型給付

認定こども園 0~5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方數量型

幼稚園 3~5歳

保育所 0~5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

特定保育・教育施設利用における利用調整優先順位

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障害を有する場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を 希望する場合
- ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
- ⑨その他市町村が定める事由

保育の実施義務

保育所に関連内容 幼保連携型認定こども園 市町村に実施義務 保育需要を満たす義務 (同第24条第2項) (以前は、責務) (改正児童福祉法第24 ※「ニーズ調査に基づ いた5年単位の事業計画 条第1項) ⇒民間保育所へは行政 策定の義務」 から「委託」

職員資格

保育所	新・幼保連携型認定こども園
※現行通り	「保育教諭」(幼稚園教諭免許+保育土資格) に関しては、保育土資格のみを有する職員の移行については、5年間の猶予期間の内に☆必要在職期間を何年として、どのような単位を何単位取得する必要があるか ⇒○「最低在職年数3年(かつ4,320時間)」 取得必要単位数「8単位」(学士の学位を有する保育士については「一種免許状」を、その他の保育士については「二種免許状」) ☆中央教育審議会で教諭免許取得の修士化(上級資格)が提言されており、更新研修が必要となる点を踏まえ、今後の制度の充実が要検討
☆施設長資格のあり方についての	0検討が必要⇒施設長配置の義務化 +135憶円(保育

<u>☆施設長資格のあり万についての検討か必要</u>⇒施設長配直の義務化 +135億円(保育 所のみ)<mark>-</mark>

保育の質の改善について

保育所

新・幼保連携型認定こども園

- ☆人<u>員配置基準の引き上げのみならず、栄養士・看護師の配置等</u> の充実が必要
- ⇒3歳児を中心とした職員配置の改善質については一部実施:
- · 3歳児 2 0 : 1 ⇒ 1 5 : 1 +700**億円**崇
- 1歳児 6 : 1 ⇒ 5 : 1 +670億円 **(**
- 4 5歳児 3 0 : 1 ⇒ 2 5 : 1 +591億円 <u></u>
- →△<u>栄養士配置</u> +22億円~73億円 ※当面、<u>栄養土嘱託費</u>
- ☆保育士不足を理由に「認定保育士」
- ⇒△地域型保育事業においては認められる(「子育て支援員」)

保育所

新・幼保連携型認定こども園

☆質の向上を目的として園情報の公開・自己評価の実施、更には 第三者評価等の受診促進が必要

⇒ <u>第三者評価事業の努力義務化 ※当面、5年に1度半額補助~</u> 3年に1度全額補助 +13億円★~42億円**●**

職員処遇の改善

保育所

新・幼保連携型認定こども園

☆前倒しされた処遇改善を新制度で継続・発展させる必要がある

☆<u>社会一般との給与格差を是正し、運営費・公定価格への反映</u>をする。

また、法人・事業者内での適切な分配率を設定する

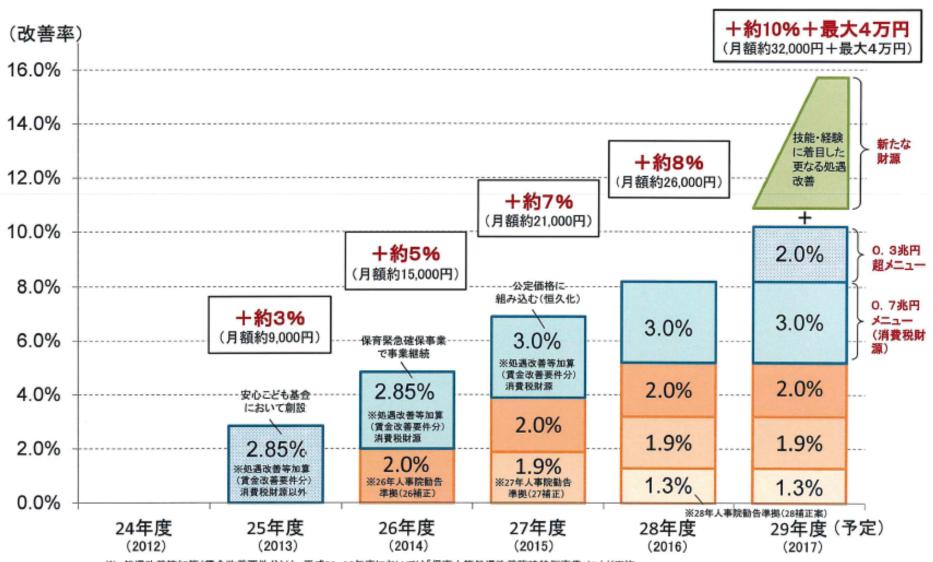
- ⇒<u>本制度施行後、評価の仕組みを整える(処遇改善+3%~</u>5%)。+571億円★~952億円
- ⇒その後、処遇改善は前倒しで実施
- ⇒保育認定の2区分に応じた対応
- ・保育標準時間に対応する職員配置+延長保育に非常勤保育 士1名(3時間)追加+337億円★
- ・保育短時間利用者負担が保育標準時間利用の98.3%の場合 十26億円★
- ※保育標準時間の保育単価を現在の11/8にした場合は + 3025億円●

保育所

新・幼保連携型認定こども園

☆<u>キャリアパス制度の構築や各分野の専門知識等の習得による専</u>門保育士化をはかり、保育士の給与改善並びにモチベーションの 向上をはかる。

保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)



[※] 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

[※] 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

所要額約1,100億円(公費)

や放課後児童クラブの難員への処遇改善を含む

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、 キャリアアップができる仕組みを構築



新キャリアアップ研修の創設

(新)専門リーダー ※スタッフ職

園長

<平均勤続年数24年>

主任保育士 <平均勤続年数21年>

新副主任保育士 ※ライン職

月額4万円の処遇改善

(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

- 経験年数概ね7年以上
- 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野 の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

→以下の分野別に研修を体系化 【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生·安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ®マネジメント
- 研修の実施主体: 都道府県等
- 研修修了の効力:全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職 する場合:以前の研修修了の 効力は引き続き有効

(新)職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善

- 【要件】
- 経験年数概ね3年以上
- 担当する職務分野(左記①~⑥)の研修を修了
- 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等
- ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

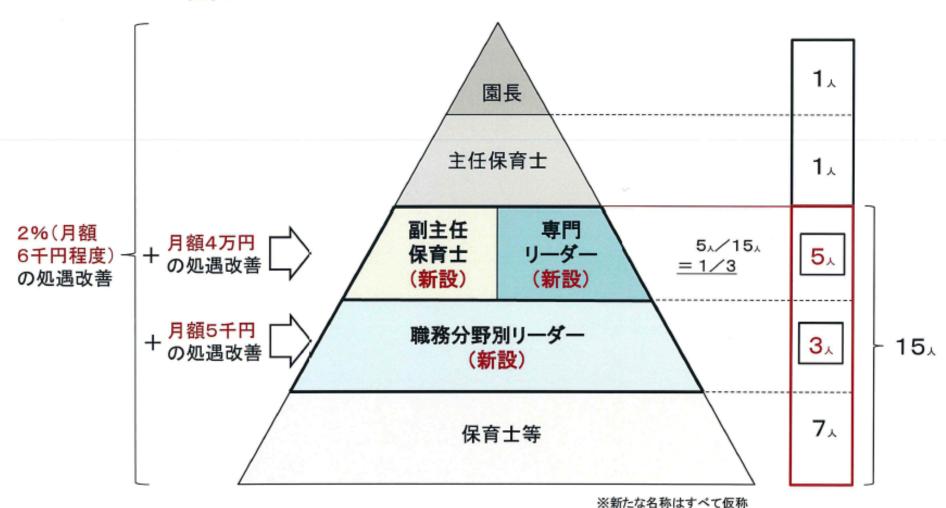
保育士等 <平均勤続年数8年>

- ※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。
- ※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

<定員90人(職員17%人)のモデル(公定価格前提)の場合> ※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



5. これからの保育・幼児教育

これからの学校教育に係る論点(文部科学省中央教育審議会教育課程企画特別部会論点整理より)

1. 2030年の社会と子供たちの未来

本「論点整理」は、2030年の社会と、そして更にその先の豊かな未来を築くために、教育課程を通じて初等中等教育が果たすべき役割を示すことを意図している。

新しい時代と社会に開かれた教育課程

○ 将来の変化を予測することが困難な時代を前に、子供たちには、現在と未来に向けて、自らの人生をどのように拓ひらいていくことが求められているのか。また、自らの生涯を生き抜く力を培っていくことが問われる中、新しい時代を生きる子供たちに、学校教育は何を準備しなければならないのか

- ・2030年には、少子高齢化が更に進行し、65歳以上の割合は総人口の3割に達する一方、生産年齢人口は総人口の約58%にまで減少すると見込まれている。
- ・同年には、世界のGDPに占める日本の割合は、現在の5.8%から3.4%にまで低下するとの予測もあり・・・
- また、グローバル化や情報化が進展する社会の中では、多様な主体が速いスピードで相互に影響し合い、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝播し、先を見通すことがますます難しくなってきている。
- ・子供たちが将来就くことになる職業の在り方についても、技術革新等の影響により大きく変化することになると予測されている。子供たちの65%は将来、今は存在していない職業に就く(キャシー・デビッドソン氏(ニューヨーク市立大学大学院センター教授))との予測や、今後10年~20年程度で、半数近くの仕事が自動化される可能性が高い(マイケル・オズボーン氏(オックスフォード大学准教授))などの予測がある。また、2045年には人工知能が人類を越える「シンギュラリティ」に到達するという指摘もある。
- ・このような中で、グローバル化、情報化、技術革新等といった変化は、どのようなキャリアを選択するかにかかわらず、全ての子供たちの生き方に影響するものであるという認識に立った検討が必要である。

- 現在検討されている次期学習指導要領等は、過去のスケジュールを踏まえて実施されれば、例えば小学校では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年から、その10年後の2030年頃までの間、子供たちの学びを支える重要な役割を担うことになる。
- →<u>幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こ</u> ども園教育保育要領=2016年改訂・2018年施行

次期改訂に向けた課題

我が国の子供たちについては、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・考察し説明したりすることなどについて課題が指摘されることや、自己肯定感や主体的に学習に取り組む態度、社会参画の意識等が国際的に見て相対的に低いことなど、子供が自らの力を育み、自ら能力を引き出し、主体的に判断し行動するまでには必ずしも十分に達しているとは言えない状況にある。

2 1世紀は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる 領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわ ゆる「知識基盤社会」の時代である。・・・さらにこれ からは、グローバル化や情報化をはじめとした社会の加 速度的な変化にどのように向き合い関わっていくのかが 問われなければならない

- 育成すべき資質・能力について
- 要素:知識に関するもの、スキルに関するもの、情意(人間性など)に関するものの三つに大きく分類される
- i)「何を知っているか、何ができるか(個別の知識・ 技能)」

ii)「知っていること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)」

&iii)「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びに向かう力、人間性等)」

- 育成すべき資質・能力と、学習指導要領等の構造化の方向性について
- ②学習活動の示し方や「アクティブ・ラーニング」の意 義等
- ○思考力・判断力・表現力等は、学習の中で、・・・思考・判断・表現が発揮される主体的・協働的な問題発見・解決の場面を経験することによって磨かれていく。身に付けた個別の知識や技能も、そうした学習経験の中で活用することにより定着し、既存の知識や技能と関連付けられ体系化されながら身に付いていき、ひいては生涯にわたり活用できるような物事の深い理解や方法の熟達に至ることが期待される。
- ○また、こうした学びを推進するエンジンとなるのは、子供の学びに向かう力であり、これを引き出すためには、実社会や実生活に関連した課題などを通じて動機付けを行い、子供たちの学びへの興味と努力し続ける意志を喚起する必要がある。

幼児期の教育の有り方(論点整理をまとめた上智大学奈 須正裕氏の資料より)

▶ ○ 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う 重要な時期であることを踏まえ、義務教育及びその後 の教育の基礎となるものとして、幼児に<u>育成すべき資</u> 質・能力を育む</u>観点から、教育目標・内容と指導方法、 評価の在り方を一体として検討する必要がある。

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園の中心となる3つの柱と10の育ちの姿

資質・能力の三つの柱に沿った、幼児教育において育みたい 資質・能力の整理イメージ(たたき台)

別添 1

以 上 校

知識·技能

(何を知っているか、 何ができるか)

思考力·判断力·表現力等

(知っていること・できることを どう使うか) 学びに向かう力、人間性等 情意、態度等に関わるもの (どのように社会・世界と関わり よりよい人生を送るか)

※下に示す資質・能力は例示であり、遊びを通しての総合的な指導を 通じて育成される。

知識・技能の基礎

(遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、 何に気付いたり、何が分かったり、何ができるようになるのか)

> ・基本的な生活習慣や生活に必要 な技能の獲得 ・身体感覚の育成

- ・規則性、法則性、関連性等の発見
- ・様々な気付き、発見の喜び
- ・日常生活に必要な言葉の理解
- ・多様な動きや芸術表現のための基礎 的な技能の獲得

思考力・判断力・表現力等の基礎

(遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか)

- 試行錯誤、工夫
- 予想、予測、比較、分類、確認
- ・他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを 生み出す喜びや楽しさ
- ・言葉による表現、伝え合い
 - ・振り返り、次への見通し
 - ・自分なりの表現
 - ・表現する喜び等

・思いやり ・安定した情緒 ・自信

- 相手の気持ちの受容・好奇心、探究心
- ・葛藤、自分への向き合い、折り合い
- ・話合い、目的の共有、協力
- ・色・形・音等の美しさや面白さに対する感覚

遊びを通しての

総合的な指導

・自然現象や社会現象への関心

学びに向かう力、人間性等

(心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか)

・三つの円の中で例示される資質・能力は、五つの領域の「ねらい及び内容」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」から、主なものを取り出し、便宜的に分けたものである。

幼

環

境

を

通

T

行

う

児

教

育

教育

ယ

道徳性• 健康な 協同性 自立心 社会生活 規範意識 心と体 との関わり の芽生え 数量•図形、 思考力の 言葉による 自然との関わり 豊かな感性 文字等への 生命尊重 芽生え 伝え合い と表現 関心・感覚

幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿(※)

健康な心と体

自立心

協同性

道徳性の芽生え

規範意識の芽生え

いろいろな人 とのかかわり

思考力の芽生え

自然とのかかわり

生命尊重·公共心等

数量・図形・文字等への 関心・感覚 言葉による伝え合い

豊かな感性と表現

※「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」(平成22年11月11日)に基づく整理。

6. 新型コロナウイルスについて

コロナ禍での保育の課題

- · アタッチメントの健全な形成をいかに保障するか
- 保護者支援のあり方
- ・ 保育のあり方 行事等
- · 職員を感染からどう守るか
- · 職員のメンタルヘルスの保障

新型コロナウイルス感染症に関する保育所等のこれまでの対応について

「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」

1月31日

2月18日

2月27日

3月5日

4月7日

5月14日

→入国規制の地域から帰国した子ども等については、保育所の利用を控えるよう要請。また、咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の 感染対策の重要性を周知。(順次入国規制の地域を更新。)

「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」

- →都道府県等は必要であると判断した場合、市区町村に対し、保育所の臨時休園等を要請。 (また、都道府県等から要請がない場合でも、市区町村は必要な臨時休園等を行うことが可能。)
- →2/25に第二報として、感染した子どもが保育所を利用していた場合、市区町村は速やかに臨時休園を判断するよう依頼。

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」

- →学校が一斉休業を行う中において、感染の予防に留意した上で、原則として開所するように依頼。
- 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて(令和2年3月5日現在)」
- →小学校の休校のため保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、仕事を休んで家にいる保護者に園児の 登園を控えるようお願いすることが考えられる旨周知。
- 「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」(放課後児童クラブ・保育所関係)
- →緊急事態宣言の発出を受けて、規模を縮小して開所すること、臨時休業を検討することや医療従事者等の子どもの預かりが 必要な場合の対応について検討すること等を依頼。
- 「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」(放課後児童クラブ・保育所 関係)
- →緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がされた後も、原則開所としつつ、これまでと同様に、一定期間、感染防止の ため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して市町村の要請に基づき園児の登園自粛をお願いしたり、園児や職 員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合には、市区町村において臨時休園を検討していただきたい旨周知。

今般の緊急事態宣言後の、保育所等における開所や縮小・臨時休園の考え方

- 保育所については、保護者が働いており、家に一人でいることができない年齢の子どもが利用する ものであることから、感染の予防に留意した上で、**原則として開所**。
- ただし、以下の場合には、保育の提供の縮小や臨時休園を検討。

原則	緊急事態宣言が出された地域	園児や職員が罹患した場合・ 地域で感染が拡大している場合
開所	自粛 (仕事を休んで家にいることが可能な保護 者に対して園児の登園を控えるようお願い する)	休園 (ただし、医療従事者等、仕事を休むこと が困難な者の子ども等に対して代替措置を 検討)

※5月7日以降の緊急事態宣言の延長に際して、保護者に対する相談支援などの必要な関与の継続や、全ての保護者に対する保育の提供の必要性の再確認を実施。

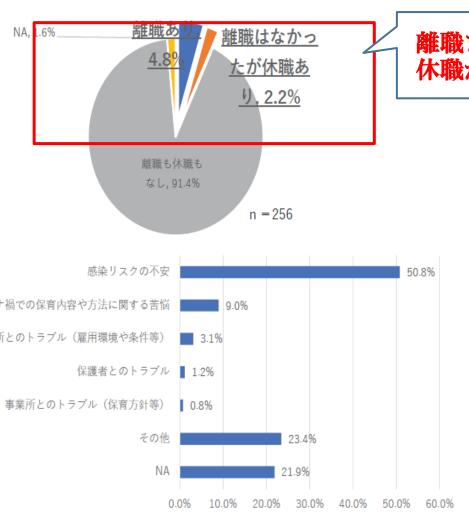
全国保育協議会 新型コロナウイルス感染症への対応等に関する調査結果 <u>(概要版)</u>

- 令和2年5月末、保育所・認定こども園等における新型コロナウイルス感染症の対応に伴う影響等について、全国保育協議会協議員および全国保育士会委員等の関係者を対象に緊急のアンケート調査を実施した。
- その後、国の緊急事態宣言が全国的に解除されたが、7月、8月は、全国で数多くの感染報告・確認がされるに至り、これまでなかったクラスターの発生も確認されている。
- 新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する現状を踏まえて、全国の対応状況や課題等に関する実態調査の第2弾を実施した。



Ⅴ. 職員の離職等について

「離職あり」「離職はなかったが休職あり」との回答施設 (n = 256)の状況



離職または 休職が7%

離職や休職の理由…1‐①(P.28)

- 離職や休職の理由として最も高い割合の回答は、<u>「感染リスクの不安」</u>であった。
- 離職や休職を防ぐためには、<u>感染リスクの低</u> <u>減による不安解消</u>がポイントになると考えられる。
- ・ また、「その他」には、職員自身の子どもの 休園・休学等、高齢家族への感染の不安等の 家庭環境の変化によるもの</u>が多い。

最後に

ご清聴ありがとうございました。